

# 福岡県公報

令和三年十月二十六日  
第二百四十五号  
増刊  
①

## 目次

### 選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) ……………一

### 人事委員会

○公益的法人等への福岡県職員のパ遣等に関する規則の一部を改正す

る規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………一

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百三十八号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

二 老人ホームの表中

介護付有料老人ホームフェリオ天神	〃	西中洲一―一二五
介護付有料老人ホームフェリオ天神	〃	西中洲一―一二五
介護付有料老人ホームヴィラ梅光	〃	梅光園三―四―一

に、

を

軽費老人ホーム師吉荘

〃 〃 師吉七三九―一

を

軽費老人ホーム師吉荘

〃 〃 師吉七三九―一

に改め、

軽費老人ホームながわ苑

福岡県那珂川市大字別所五七九

三 身体障害者支援施設の表中

身体障害者療護施設錦陵の苑

京都郡みやこ町節九九三〇

を

錦陵の苑

京都郡みやこ町節九九三〇

に改める。

## 人事委員会

公益的法人等への福岡県職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年十月二十六日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第二十一号

公益的法人等への福岡県職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福岡県職員のパ遣等に関する規則(平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中

「公益財団法人福岡県動物愛護センター」を

「公益財団法人福岡県動物愛護センター」に改める。

公益財団法人福岡県農業振興推進機構」

### 附則

この規則は、令和三年十一月一日から施行する。